

令和 6 年 9 月 1 3 日

苫小牧市議会

議長 藤 田 広 美 様

実 務 者 会 議

座長 岩 田 薫

実務者会議協議事項の報告について

令和 6 年 8 月 2 2 日、同年 8 月 2 8 日に実務者会議を開催し、下記のとおり協議いたしましたので、報告いたします。

記

1 タブレットの更新について

現行使用しているアップルペンシル第 2 世代は新機種に対応できないことが判明したため、その必要性や使用頻度から議員全員分を一括で対応するのではなく、必要な議員のみ一部政務活動費を活用して対応する方向で確認。

2 本会議におけるオンラインでの一般質問の実施について

苫小牧市議会会議規則の改正案（2 ページ参照）を決定。

オンラインの取扱いを定めるため、新たに策定する議会オンラインの方法による質問実施要綱について協議中。

3 市長部局のオンラインでの委員会参加について

協議を継続中

4 議員配付資料のデジタル配信について

議員配付資料のデジタル配信用モニターを都度移動させることやモニターの後ろに議員が隠れてしまうなどといった意見があり協議したところ、令和 7 年 1 2 月の議会システム更新に併せて、3 0 万円程度の追加費用により、新たにデジタル配信を議会システムに組み込むことで課題解消となることから、取り入れる方向で確認。

※苫小牧市議会会議規則改正案（条文新設）

（オンラインの方法による質問等）

第63条の2 議員は、第2条の規定により会議に出席できない場合は、第62条第

1項及び前条第1項の質問を映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインの方法」という。)により行うことを希望するときは、議長の承諾を得て、オンラインの方法により質問することができる。

2 議長は、前項の承諾をするときは、当該承諾を求める議員の意見を聴いて、オンラインの方法により質問をするに当たつて必要な装置が設置された場所であつて議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

3 議員がオンラインの方法により質問する場合において、議長は、当該議員が法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、議長は回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

4 議員がオンラインの方法により質問する場合における第52条第4項の規定の適用については、同項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき」とあるのは、「質問の順位に当たつても質問しないとき、又はオンラインの方法への接続ができないとき（接続した後であつても通信環境の悪化等によりオンラインの方法による質問を継続することが困難であるときを含む。）」とする。

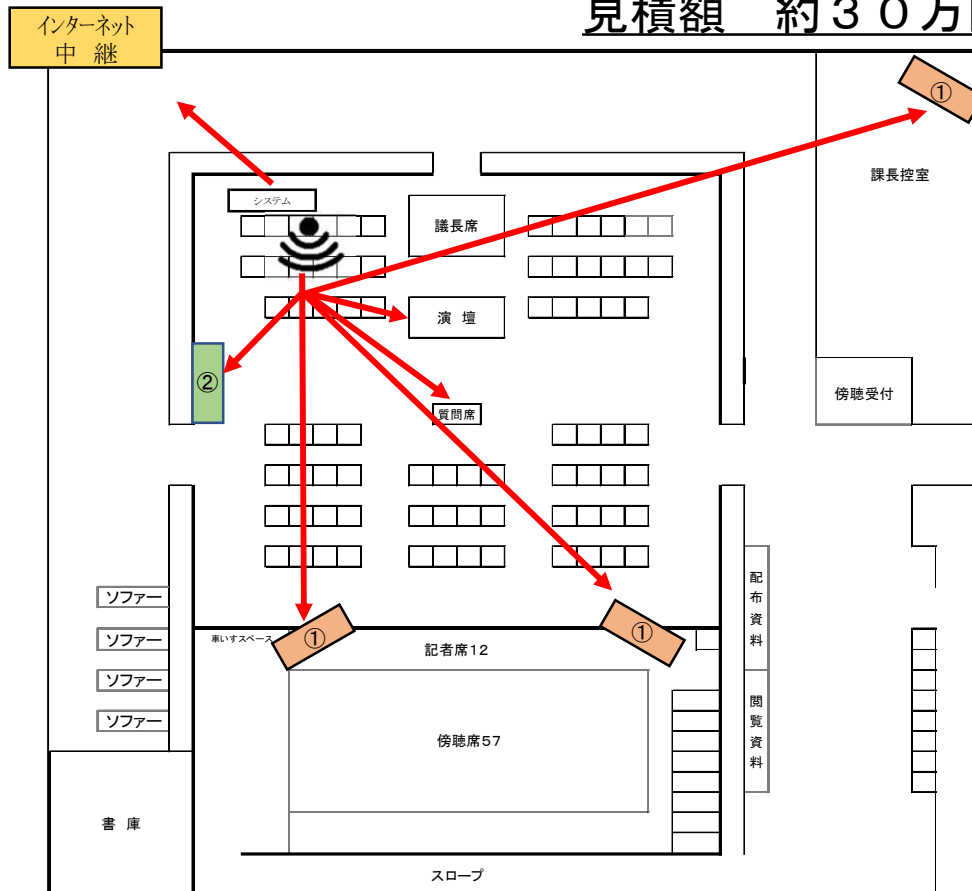
5 オンラインの方法による質問方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

議員配付資料のデジタル配信

資料 2

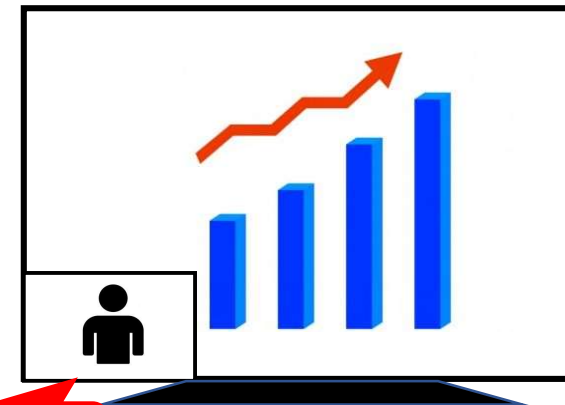
- ・傍聴者モニター（①）及びインターネット中継に「質問者の映像」と「資料」を同時表示
- ・議場内モニター（②）は「資料」、「質問残時間」、「出席議員数」を同時表示
- ・資料説明時に事務局職員が表示を切替え操作を行う
- ・複数ページの送りは質問者（議員）がリモコン操作を想定

見積額 約30万円



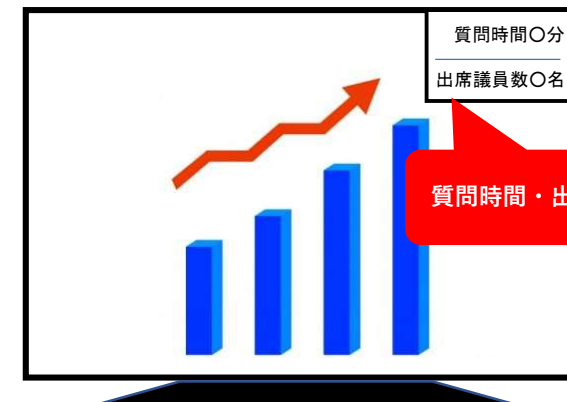
イメージ図

【モニター①】傍聴席、インターネット中継



議員

【モニター②】議場内南側



議員配付資料のデジタル配信

資料 2

- ・ 議員ご自身がリモコン操作により、資料内の箇所を指し示すことができます。

- ・ 指し示した箇所は、赤い点で表示されます。また、リモコン操作で自由に動かすこともできます。

※傍聴席や議場内にいる議員、市長部局側をはじめ、ネット中継を見ている人も見ることもできます。

